

新たな農業委員・ 農地利用最適化推進委員が 決まりました

問 農業委員会事務局 ☎72-5176

農業委員

農業委員会総会における農地の貸借・売買の許可や農地転用許可などを行います。

会長



秋国 崇己
国東町

副会長



佐藤 司
武蔵町



古田 明敏
国見町



藤本 徹
国見町



豊田 聖祐
国見町



末綱 博子
国東町



小笠原 玉代
国東町



坂本 貢
国東町



森重 なるみ
国東町



神田 勝士
国東町



岩竹 忠洋
武蔵町



有次 昭二
武蔵町



松原 雅之
安岐町



松原 正
安岐町



吉田 洋一
安岐町

農地利用最適化推進委員

担当地区での農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進などの活動を行います。



国広 速人
竹田津地区



河野 通明
伊美地区



前後 泉
熊毛地区



藤園 次男
来浦地区



末綱 和男
深江・東堅来



石川 和洋
富来浦・浜崎・富来・大恩寺



藤原 一彦
上国崎地区



西田 一友
豊崎地区



矢下 和男
田深・北江・川原



岡田 秀
原・安国寺・鶴川



財前 裕樹
小原



川嶋 久男
旭日地区



富貴 博義
武蔵下北地区



清成 善美
武蔵下南地区



岩武 政晴
武蔵上地区



小野 幸夫
西武蔵地区



中野 正明
朝来地区



平野 忠義
山浦・掛樋・成久・中国



茂倉 一哉
油留木・吉松・瀬戸田



河野 弘幸
安岐地区



井門 豊彦
南安岐地区

任期満了に伴う国東市農業委員会の委員改選が行われ、新たに農業委員15名、担当地区で主に活動する農地利用最適化推進委員21名が決定しました。

それぞれの委員の任期は、令和10年3月31日までの3年間です。

4月3日(木)、国東市役所で農業委員会臨時総会が開催され、会長に秋国崇己委員（国東町）、副会長に佐藤司委員（武蔵町）が選出されました。（敬称略）

省エネ家電製品等購入費 補助金の申請を 6月2日から受け付けます

申・問 環境衛生課 環境衛生係 ☎72-9001

エネルギー価格高騰の負担軽減および家電の二酸化炭素排出量削減を目的として、省エネ性能が優れた家電製品への買い換えや太陽熱温水器導入費用の一部を補助します。

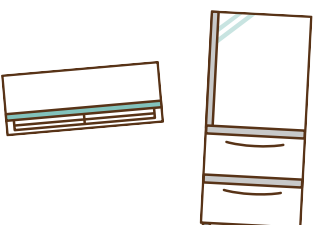
省エネ基準達成率100%以上（太陽熱温水器を除く）で、6月1日から令和8年2月28日までに市内の店舗または事業所で購入・設置した製品が対象です。
※予算がなくなり次第受付を終了します。

※令和5・6年度にこの補助金を利用した世帯の方は申請できません。

詳しくはホームページをご覧ください。



市ホームページ



対象家電

- エアコン
- 電気冷蔵庫
- LED照明器具（LED電球含む）※複数台購入可
- 給湯器（太陽熱温水器を含む）

補助率

3分の1

補助金上限額

- エアコン・電気冷蔵庫…………… 50,000円
- LED照明器具（LED電球含む）…………… 30,000円
- 給湯器（太陽熱温水器を含む）…………… 100,000円

申請書入手方法

市ホームページでダウンロードすることができます。
また、環境衛生課および各総合支所で配布しています。

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

申・問 林業水産課 林業水産係 ☎72-5198

- ①立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」
 - ②伐採が完了したときは「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」
 - ③造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」
- を提出することが森林法で義務づけられていますので、林業水産課まで提出をお願いします。詳細はお問い合わせください。

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

国東市森林整備計画に従った適切な施業をするためです。
上記①②③は、森林の伐採および伐採後の造林が国東市森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

（例）

- ・自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合→森林所有者
- ・伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合→森林所有者と立木買い受け者（共同）

提出の時期はいつ？

- ①伐採および伐採後の造林の届出
→伐採を始める90日～30日前まで
- ②伐採に係る森林の状況報告
→伐採を完了した日から30日以内
- ③伐採後の造林に係る森林の状況報告
→造林を完了した日から30日以内

提出をしないとどうなるの？

- 伐採および伐採後の造林の届出
→100万円以下の罰金（森林法第208条）
- 伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告
→30万円以下の罰金（森林法第210条）

